

鳥取県農業の振興を考える—鳥取を離れるにあたって—

An examination on the future development of Tottori agriculture; ~ On the occasion of my retirement from Tottori University of Environmental Studies ~

武部 隆*

TAKEBE Takashi

和文要旨：本学を去るにあたり、鳥取に6年間居住して思ったことを専門分野の立場から書き述べた。それらは、耕作放棄地の問題、地域営農集団の問題、農地貸借自由化の問題、農地所有適格法人の問題、それに農産物ブランド化の問題である。そして鳥取県の耕作放棄は全国的にみると進んでいること、持続可能で効率的な地域営農集団による農業経営を推進すべきこと、農地貸借の自由化や農地所有適格法人の要件緩和を有効に活用すべきこと、農産物のブランド化にも積極的に取り組む必要があることなどを指摘した。また最後に、シフトシェア分析の結果から、鳥取県の農業にとって、果実と乳用牛の地域成長効果を高めることが、喫緊の目標になるであろうと指摘した。

【キーワード】 耕作放棄地、地域営農集団、農地貸借自由化、農地所有適格法人、農産物ブランド化

Abstract : On the occasion of my retirement from Tottori University of Environmental Studies, where I spent for six years, the present paper takes note of several issues of importance from the viewpoint of my special field, i.e., farm management. In particular, the issues I analyzed are those of abandoned cultivated land, farm management by regional farming group, liberalizing farmland lease, agricultural production legal person, and branding of agricultural products. First of all, it is pointed out that abandonment of agricultural land in Tottori is higher than the national average. Secondly, it is emphasized that efficient and sustainable farming by regional farming group should be further promoted. Thirdly, liberalizing farmland lease and easing requirements of agricultural production legal person should be utilized more effectively. Fourthly, it is also pointed out that the branding of agricultural products should be attacked positively. Finally, it is emphasized that enhancing regional production of fruit and dairy cattle would become an urgent target for Tottori agricultural development, based on the results of shift share analysis.

【Keywords】 Abandoned cultivated land, Regional farming group, Liberalizing farmland lease, Agricultural production legal person, Branding of agricultural products

私はこの3月に本学を退職する。まる6年間お世話になったことになるが、本学を去るにあたり、鳥取に居て思ったことを、専門分野の立場から書き述べておきたい。

それらは、耕作放棄地に関すること、地域営農集団に関すること、農地貸借自由化に関すること、農地所有適格法人に関すること、そして農産物ブランド化に関するこ

*公立鳥取環境大学経営学部

とである。

1. 農地中間管理機構を活用して耕作放棄地の発生を防止する

農業担い手問題、耕作放棄地問題、野生獣害問題、農村環境問題、これらは現下の日本の農業・農村における社会的課題といわれるもので、山陰地方においても同様の課題を抱えている。これら4つの課題は国をあげて取り組むべき重要な課題であるが、これら4課題は相互に関連している。例えば、農業担い手問題の解消は、概して他の3つの課題を軽減させる方向に作用し、耕作放棄地の発生防止と解消は多くの場合、他の3つの課題を軽減させる方向へと影響を及ぼす。

ここでは、耕作放棄地問題に絞って考えてみる。2015年の農林業センサスによると、同年の日本の耕作放棄地面積は42.3万 ha で、率にすると12.1%の耕作放棄地面積率になる。1980年には、それぞれ12.3万 ha、2.5%であったから、無視できない大きさにまで達している。(図1 参照)

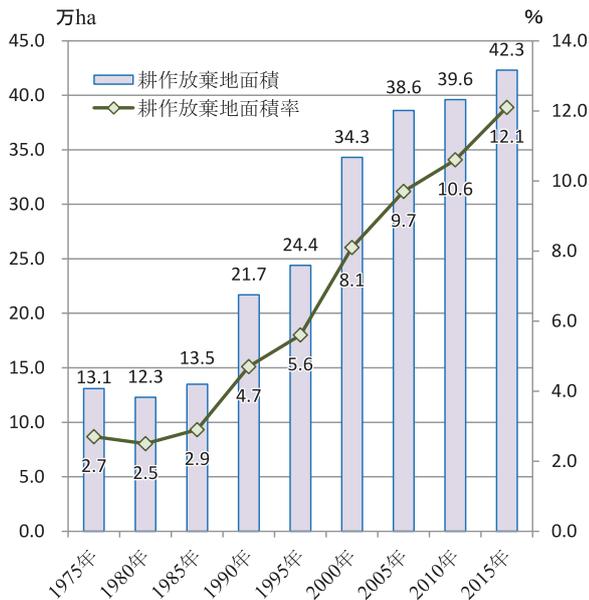


図1 耕作放棄地面積・面積率の推移

資料：農林業センサス

(注) 耕作放棄地面積率 = (耕作放棄地面積 / (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積)) × 100

耕作放棄地の存在は、雑草の繁茂、病虫害・鳥獣被害の発生などとおして、周辺の営農環境に悪影響を及ぼす。また、土砂やゴミの無断投棄、景観の悪化、火災発生などを招来して、生活環境にも悪影響を与える。さらに、川の上流地域の耕作放棄地は、周辺の営農・生活環境を悪化させるだけでなく、下流地域の国土保全機能の低下や、河口付近の漁獲量の減少といった、外部不経済

をもたらす可能性がある。

耕作放棄地対策には、耕作放棄地の発生防止策と解消策がある。前者は耕作放棄地を発生させないことを目途とした事前の方策であり、後者は耕作放棄地発生後に放棄地の解消を目途とした事後の方策である。事後的な耕作放棄地の解消策は、荒廃農地の復元に多大なコストを要するため避けたい方策である。

事前の策としての耕作放棄地発生防止策には、①農地流動化を促進させることにより耕作放棄地の発生を未然に防止する方策、②地域的取り組みにより耕作放棄地の発生を未然に防止する方策、以上の2方策を考えることができる。前者の農地流動化促進策としては、農地中間管理事業法によって2014年に設立をみた農地中間管理機構に、後者の地域的取り組みによる促進策としては、中山間地域等直接支払い制度(2000年～)や地域営農集団の普及に期待が寄せられている。

山陰地方の耕作放棄地に関して、2015年農林業センサスにより47都道府県別に耕作放棄地面積率の大きい順に並べると、鳥根県は23.7%で7位に、鳥取県は14.4%で32位に位置している。耕作放棄地面積率の全国平均は12.1%であるから、面積率でみる限り、山陰地方の耕作放棄は全国的にはやや進んでいるということになる。農地中間管理事業法に基づき、都道府県単位に設立された農地中間管理機構を活発に運用することで、山陰地方にあっても大規模農業者への農地集積と耕作放棄地発生 of 未然防止につながることを期待される。

2. 地域営農集団による農業経営を普及させる

農政の目標は「食料の安定供給と国土・環境の保全」である。この目標を達成するには、持続可能で効率的な農業経営を創出する必要がある。持続可能で効率的な農業経営とは、①経営耕地規模が大きいこと、②経営耕地は面的集積した連担団地であること、③経営の継承性が保証されていること、以上3つの条件を備えた農業経営である。

これら3条件を備えた農業経営として「地域営農集団による農業経営」がある。地域営農集団による農業経営は、農地の面的集積を図る農地利用調整団体を基底とし、同団体が育成・支援する大規模農業経営体を中心となって経営を行う地域ぐるみの農業経営である。地域営農集団による農業経営は、個別相対により経営耕地規模を拡大する大規模農業経営体と比較して、上記3条件のうち、②および③の条件において優れている。また、地域営農集団による農業経営は、地縁的な農業者を構成員とするため、耕作放棄地化志向の農業者も取り込むこととなつて、耕作放棄地の発生を未然に防止するのに有効である。

地域営農集団には2つのタイプがある。タイプⅠは農地利用調整団体に土地利用調整を始めとする経営主宰権はあるが、農産物所有権と損益帰属権は農地利用調整団体の構成員に存在するというタイプで、タイプⅡは農地利用調整団体に経営主宰権・農産物所有権・損益帰属権が備わっており、農地利用調整団体自身が大規模農業経営体になっているという集落農場タイプである。

またタイプⅠは、農作業をどのように実施するかで3つに分類され、農地利用調整団体の構成員全員が各自に農作業を行う「(Ⅰ-1)全構成員各自作業実施型地域営農集団」、構成員全員が共同で農作業を行う「(Ⅰ-2)全構成員共同作業実施型地域営農集団」、そして一部の構成員がオペレータとなって基幹作業を実施し補完作業は各構成員が個々に実施する「(Ⅰ-3)基幹作業オペレータ実施型地域営農集団」に分類される。

タイプⅡの集落農場タイプも、農作業をどのように実施するかで2つに分類され、構成員全員が共同で農作業を行う「(Ⅱ-1)全構成員共同作業実施集落農場型地域営農集団」、一部の構成員で全部の農作業を行う「(Ⅱ-2)一部構成員全作業実施集落農場型地域営農集団」に分類される。(図2参照)

集落営農実態調査は、2017年2月時点において、全集落営農15,136のうち、「機械の共同所有・共同利用を行う」集落営農80%、「防除・収穫等の農作業受託を行う」集落営農50%、「農家の出役により共同で機械作業以外の農作業を行う」集落営農50%、「作付地の集団化など土地利用調整を行う」集落営農60%、「集落内の営農を一括管理運営する」集落営農30%と、活動内容別にみた集落営農数比率(指摘率)を公表している。

ここで集落営農とは「集落を単位として農業生産過程における一部または全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農である」と定義されている。したがって、農地利用調整団体を必ずそのうちに含む地域営農集団と違って、集落営農には農地利用調整団体を含まないものも存在する。この差異に目を瞑って、上でみた5つの地域営農集団のタイプの存在割合を、活動内容別にみた集落営農数比率(指摘率)から大胆に予測すると、タイプ《Ⅰ-1》は20%、タイプ《Ⅰ-2》は30%、タイプ《Ⅰ-3》は20%、タイプ《Ⅱ-1》は20%、タイプ《Ⅱ-2》は10%存在するということになる。すなわちタイプ《Ⅰ-2》がもっとも多く(30%)、タイプ《Ⅱ-2》がもっとも少ない(10%)のである。

ところで、農業の実際の現場では、農業経営基盤強化促進法に規定された「農用地利用改善団体」が、基底となる農地利用調整団体の任に当たり、農用地利用改善団体の農用地利用規程に明記された「特定農業法人・団体」が、大規模農業経営体の任に当たる。すなわち、農用地利用改善団体と特定農業法人・団体の二者が一体となって、地域営農集団による農業経営を主宰するのである。

しかし、制度的に保証されたこれら両団体は多くは存在しない。集落営農実態調査によると、2016年2月時点で、農用地利用改善団体は全国に4,089団体(1市町村当たり2.4団体)存在するが、特定農業法人・団体は2,450団体(1市町村当たり1.4団体)存在するにすぎない。

山陰地方におけるこれら両団体の普及状況を見ると、農用地利用改善団体については、2016年2月現在、鳥根県で171団体(1市町村当たり9.0団体)が、鳥取県で38団体(1市町村当たり2.0団体)が活動しており、特定

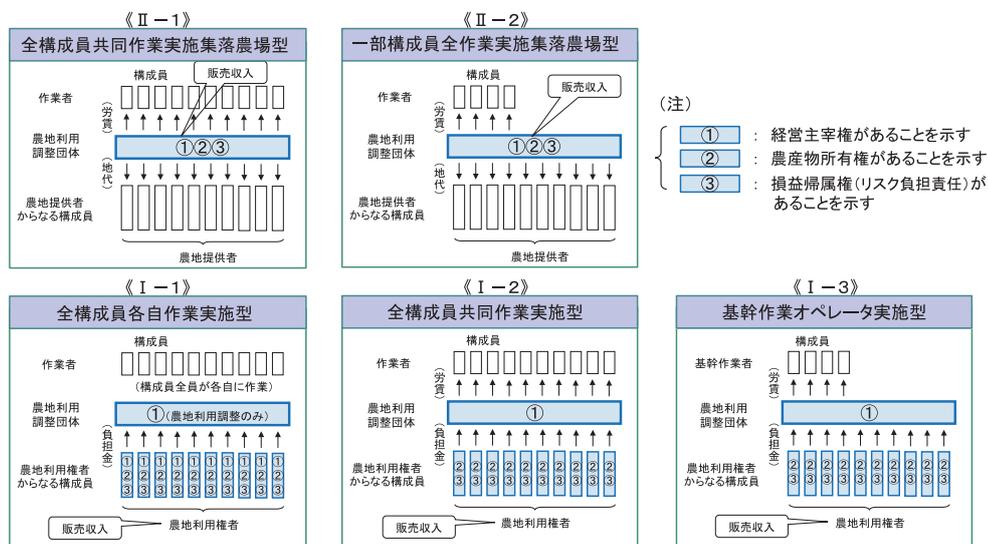


図2 地域営農集団の分類 (5つのタイプ)

農業法人・団体については、鳥根県で153団体（1市町村当たり8.1団体）が、鳥取県で34団体（1市町村当たり1.8団体）が活動している。したがって、1市町村当たりでみて、鳥根県では両団体が全国平均以上に普及しているのに対して、鳥取県では全国平均程度に止まっているということになる。

自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）がすすむなか、日本の農業の構造改革は焦眉の急となっている。地域営農集団による農業経営は、持続可能で効率的な農業経営を可能にすることから、山陰地方において推進すべき農業経営の一つのタイプといえる。農用地利用改善団体と特定農業法人・団体からなる地域営農集団のいっそうの普及に向け、地域をあげて取り組む必要がある。

3. 低くなった農業への参入障壁を活用する

サントリーやカゴメは、関連会社を設立して植物栽培事業すなわち農業経営を行っている。ただし、ここでの農業経営は、いずれもハイテク栽培技術を用いて、非農地（宅地）上の大規模施設（植物工場）の中で行われており、農地法や農業経営基盤強化促進法（以下農地法等）の農地取得（所有権取得と利用権取得）規制の対象となることはない。農地法等が規制するのは、農地の権利移動（所有権と利用権の移動）であって、非農地の権利移動や権利移動を伴わない非農地の農地への転換は、規制の対象とはされていないのである。伊藤忠のグループ会社が、農地を必要としない鶏卵生産や養豚の事業に進出し農業経営を行っているのも、鶏舎や豚舎は宅地で、農地法等の規制の対象とならないことによる。

しかし、農地を取得して農業経営を行おうとすると、農地法等の規制の対象になる。2009年12月に、この農地取得規制が大きく緩和され、農業生産法人（一定の要件のもと農地の所有権と利用権の取得が許される農地法上の法人で、農地法の改正により2016年4月から「農地所有適格法人」と呼称が変わった）以外の一般法人でも、いくつかの特例的要件を満たしさえすれば、農地を借受けて農業経営を行うことが可能になった（この一般法人を以下「特例借受法人」と呼ぶ）。いわゆる「農地貸借の自由化」である。この農地貸借の自由化により、農地を借受けて新たに農業に参入した特例借受法人は、農林水産省調べで2016年12月末の時点で、2,676法人に達している。内訳は株式会社が63%、特例有限会社が13%、NPO法人等が24%である。ちなみに、農業生産法人（現農地所有適格法人）は2016年1月末現在、16,207法人（特例有限会社40%、農事組合法人28%、株式会社30%、合名・合資・合同会社2%）存在している。（図3参照）

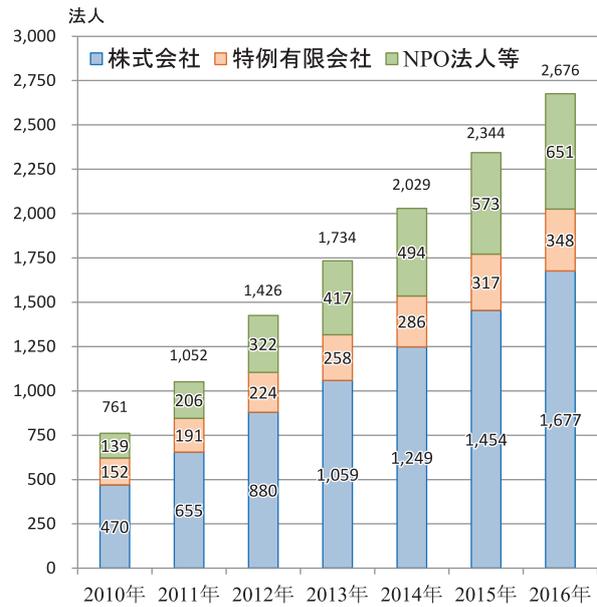


図3 特例借受法人数の推移

資料：農林水産省調べ

こうして現在、法人の農業への参入の仕方として、①株式会社等の一般法人が一般法人のまま農地取得を必要としない農業に参入する方法、②いくつかの特例的要件を満たした一般法人が特例借受法人として農地を借受けて農業に参入する方法、③要件は厳しいが農地の所有権・利用権の取得が許される農地所有適格法人（旧農業生産法人）となって農業に参入する方法、以上の3つの方法がある。

山陰地方における、一般法人の特例借受法人としての農業への参入は、農林水産省調べで2016年12月末現在、鳥取県が69法人で全国第16位に、鳥根県が51法人で全国第22位に位置している。農業経営体に占める特例借受法人の割合でみると、全国平均が0.19%であるのに対して、鳥取県は0.38%で全国第5位に、鳥根県は0.26%で全国第14位となっている（農業経営体数は2015年農林業センサスの値を使用）。両県ともに特例借受法人の積極的な農業参入が行われているのである。先に、鳥根県では農用地利用改善団体と特定農業法人・団体によって主宰される「地域営農集団による農業経営」が全国平均以上に普及しているのに対して、鳥取県ではその普及が全国平均程度に止まっていると論じた。鳥取県では、地域営農集団による農業経営より特例借受法人による農業経営が積極的に行われているのである。

ただし、特例借受法人としての農業への参入については、参入法人が、地域の秩序を乱したり地域にあって浮いた存在となるのではなく、地域のメンバーとして地域に認められる存在となるのが成功の条件である。今後

の動向が注目される。

4. 農業生産法人（現農地所有適格法人）の要件緩和を 活用する

農業生産法人（現農地所有適格法人）は農事組合法人と並んで、農業に固有の法人である。前者は農地法で規定され、後者は農業協同組合法で規定されている。これら2法人は、旧農業基本法が成立した1961年の翌年（1962年）に、農地法と農業協同組合法をそれぞれ改正して制度化された。ここでは、農地の所有権取得と利用権取得が許される農業生産法人（現農地所有適格法人）に絞って考えてみる。

創設当初の農業生産法人は、農業を行う事業体で、構成員が農地を提供する協業経営として、自作農タイプの自立経営の延長線上に位置づけられ、農業生産法人になれる法律形態も、合名・合資・有限会社と2号農事組合法人（農業経営を行う農事組合法人）に限られていた。ここで「協業経営」とは、構成員が農作業実施者でかつ経営者である経営、すなわち構成員＝労働者＝経営者で、長期雇用労働者は雇い入れない経営を指している。

その後、数次にわたる改正の結果、農業生産法人は「農地所有適格法人」と呼称が変更された（2016年）だけでなく、創設当初とは比較にならないほど設立が容易なものとなった。すなわち、借地経営を容認して協業経営を放棄（1970年）、経営責任者の過半は農業および農業関連事業に常時従事する構成員で、その経営責任者または重要な使用者のうち1人以上が一定程度農作業に従事していればよく（1970、1980、2000、2016年）、事業については農業と農業関連事業で売上高の過半を占めるなら何の制約もなくなり（1993、2000年）、農業生産法人（現農地所有適格法人）になれる法律形態は、2号農事組合法人、合名・合資・合同の持ち分会社、それに非公開株式会社と範囲を広めたのである（2000、2006年）。

とくに構成員に関しては、創設当初、構成員は農地の提供者か労働の提供者で自然人とされたものが、それに自然人である農作業委託農業者と農地中間管理機構・農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸付けている自然人が加わり（2009、2016年）、他に、①農協・農協連合会（1993年）、②農地保有合理化法人（現農地中間管理機構：1993年）、③農業関係者以外の者（会社法人の場合で株式会社等を含む、2号農事組合法人の場合は法人から物資の供給等を受ける自然人および法人の事業の円滑化に寄与する法人等：1993、2000、2016年）、そして④農業法人投資育成会社（2002年）や⑤地方公共団体（会社法人の場合：2000年）までもが構成員として認められるようになった。

ここで、③の構成員については一定の議決権制限があり、会社法人の農地所有適格法人（旧農業生産法人）の場合、当該構成員の議決権は総議決権の1/2未満（1993、2000、2006、2009、2016年）、2号農事組合法人の場合は、当該構成員とみなし組合員の数が構成員総数の1/3以下（1993年）と制限されている。（表1参照）

先に、山陰地方における推進すべき農業経営の一つのタイプとして、農用地利用改善団体と特定農業法人・団体の二者が一体となって主宰する「地域営農集団による農業経営」をあげた。ここで、農業生産法人（現農地所有適格法人）と特例借受法人にだけ、特定農業法人になることが認められている。鳥取県では、上にみた農業生産法人（現農地所有適格法人）の要件緩和を活用して農地所有適格法人の設立を活発にし、もって特定農業法人の創設につなげることが期待される。

5. 農産物のブランド化で地域農業を活性化する

農林水産物や加工食品について、競争優位を確保するため、他の売り手のそれらと差別化して販売する取り組みすなわちブランド化が各地で活発になっている。これ

表1 現行農地所有適格法人の構成員要件

○農地の提供者、労働の提供者、農作業委託農業者 および農地中間管理機構・農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸付けている者で自然人			
○農協・農協連合会 ○農地中間管理機構			
○地方公共団体（会社法人の場合）			
会社法人	○農業関係者 以外の者 (株式会社含む)	2号農事法人	○法人から物資の供給等を受ける者
			○法人の事業の円滑化に寄与する者
		一産直契約する個人	一継続的取引関係にある個人
			一ライセンス契約する種苗会社

2号農事組合法人のとき1/3（以下）条件が適用される。また当該構成員は理事になれない。会社法人のとき1/2（未満）条件が適用される。

（注）2002年10月から、農業法人投資育成会社が出資をして構成員となることが可能となった。

には、(1)地域名を製品の差別化に利用して販売する地域名によるブランド化＝地域ブランド化、(2)生物多様性や環境への配慮を差別化に利用して販売する環境価値によるブランド化＝環境価値ブランド化、そして(3)地域固有の気象条件や土壌条件の下に産出される地域特産物の普通名称そのもので差別化を行う特産物名によるブランド化＝特産物ブランド化、以上の3通りがある。さらに(1)の地域ブランド化は、差別化の方法が、①高級品志向か、②中級品（セミプレミアム品）志向か、③普及品志向かで、高級品志向型地域ブランド化、中級品志向型地域ブランド化、普及品志向型地域ブランド化の3種類に区分できる。

①の高級品志向のブランド化としては、例えば松阪牛や夕張メロンなどがあり、製品づくりに圧倒的な高級感・高品質感を追求することにより生み出されるブランド化である。②の中級品志向のブランド化には、京の伝統野菜や信州の伝統野菜といった伝統農産物型地域ブランド化や、滋賀県環境こだわり農産物やエコえひめ農産物といったエコ農産物型地域ブランド化があって、日常品に満足できない消費者に良質な製品を提供することで生み出されるブランド化である。③の普及品志向のブランド化には、青森りんごや孺恋高原キャベツなどがあり、日常品を大量に提供することにより生み出されるブランド化である。①や②の地域ブランド化の場合、一般には認定制度や認証制度などで担保される。

以上のような(1)の地域ブランド化に対し、生物多様性や環境への配慮を差別化に利用する(2)の環境価値ブランド化は、生物多様性を育む豊かな自然環境のなかで育てられた農産物であるという安心感を差別化の根拠とするもので、「朱鷺と暮らす郷米」や「コウノトリ育むお米」などがその代表的な例である。この場合、化学農薬や化学肥料を減らし、生きものを育む農法で栽培された農産

物であるということを確認する、認証制度で担保するのが一般的である。

山陰地方では、「鳥取二十世紀梨」や「大栄スイカ」などが③の普及品志向型地域ブランドとして、「しまね和牛」や「砂丘らっきょう」などが①の高級品志向型地域ブランドとして確立している。また鳥取因幡の「花御所柿」は、地域名“花”がついているものの、普通名称により確立した(3)の特産物ブランドである。一般に、山陰地方の特産物の多くは単なる地域特産物のレベルに止まっていて、地域名産物（全国的に広く知られた地域特産物のこと）の域には達していない。特産物ブランド化は名産物化と同義なのである。

なお特許制度を利用した地域農産物のブランド化には、地域団体商標制度（商標法）によるブランド化と地理的表示保護制度（地理的表示法）によるブランド化がある。前者については、2017年5月時点で、鳥取県の農産物として4件（大山ブロッコリー、東伯牛、東伯和牛、日南トマト）が登録されており、後者については、鳥取・ふくべ砂丘らっきょうが登録されている。（図4参照）

山陰地方また鳥取県の地域農業活性化のためにも、上でみたいろいろな方法を使って農産物のブランド化に取り組むことが期待される。

6. むすび

以上、鳥取に居て思ったことを、5つの領域に絞って述べてきた。最後に鳥取県農業についてのシフトシェア分析を行いむすびとしたい。

シフトシェア分析とは、一定期間におけるある数値の変化を、3つの要因に分解して把握しようとする手法である。ここでは、生産農業所得統計を用いて、一定期間（2004/05～2014/15年）における鳥取県の部門別の「農業産出額成長量」を、「総成長効果」「部門成長効果」「地

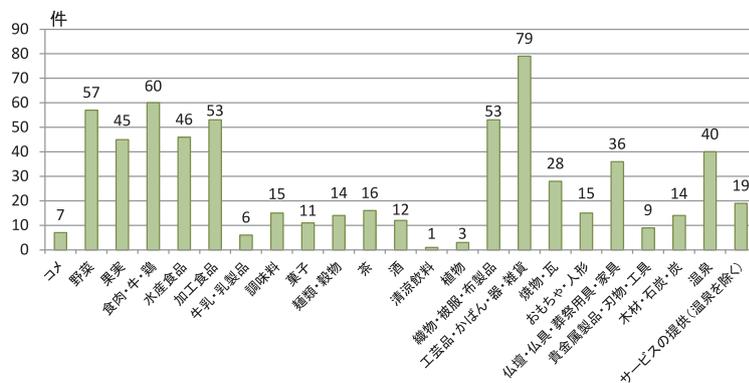


図4 地域団体商標の登録状況 (H29. 5.19)

資料：経済産業省特許庁 HP

(注) 639件（すべての商品・サービスが対象）で登録項目ごとにカウント。

表2 鳥取県の部門別にみた農業産出額成長量とその要因 (2004/05~2014/15)

部 門	全 国		鳥取県		成長量 (億円) $\Delta x_i = r_i \cdot x_i(0)$	成長成分 (億円)			寄与率 (%)
	R_i	$R_i - R_0$	r_i	$r_i - R_i$		総成長効果 $R_0 \cdot x_i(0)$	部門成長効果 $(R_i - R_0) \cdot x_i(0)$	地域成長効果 $(r_i - R_i) \cdot x_i(0)$	
米	-0.255	-0.251	-0.325	-0.070	-55.50	-0.63	-42.97	-11.89	148.00
麦類	-0.730	-0.727	0.000	0.730	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
雑穀	-0.130	-0.126	—	—	0.50	0.00	0.00	0.50	-1.33
豆類	-0.155	-0.151	-0.500	-0.345	-3.00	-0.02	-0.91	-2.07	8.00
いも類	0.085	0.089	0.083	-0.001	0.50	-0.02	0.53	-0.01	-1.33
野菜	0.110	0.113	0.162	0.052	27.50	-0.63	19.23	8.90	-73.33
果実	0.038	0.042	-0.141	-0.179	-11.50	-0.30	3.39	-14.59	30.67
花き	-0.150	-0.147	-0.236	-0.086	-6.50	-0.10	-4.03	-2.36	17.33
工芸農作物	-0.414	-0.411	-0.806	-0.392	-12.50	-0.06	-6.37	-6.08	33.33
その他作物	-0.243	-0.239	-0.667	-0.424	-7.00	-0.04	-2.51	-4.45	18.67
肉用牛	0.396	0.400	0.053	-0.344	1.50	-0.11	11.40	-9.80	-4.00
乳用牛	0.042	0.045	-0.007	-0.049	-0.50	-0.25	3.08	-3.32	1.33
豚	0.233	0.237	0.019	-0.214	1.00	-0.20	12.55	-11.36	-2.67
鶏	0.327	0.331	0.371	0.043	28.00	-0.28	25.00	3.28	-74.67
その他畜産物	-0.014	-0.010	0.000	0.014	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
加工農産物	-0.199	-0.195	0.000	0.199	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計	$R_0 = -0.004$		$r_0 = -0.053$		-37.50	-2.64	18.40	-53.26	100.00

(注1) R_0 = 全国の2004/05~2014/15年の農業総産出額の増加率
 r_0 = 鳥取県の2004/05~2014/15年の農業産出額の増加率
 R_i = 全国の2004/05~2014/15年の i 部門の農業産出額の増加率
 r_i = 鳥取県の2004/05~2014/15年の i 部門の農業産出額の増加率
 $x_i(0)$ = 鳥取県の2004/05年の i 部門の農業産出額

(注2) $\Delta x_i = r_i \cdot x_i(0) = R_0 \cdot x_i(0) + (R_i - R_0) \cdot x_i(0) + (r_i - R_i) \cdot x_i(0)$
(部門成長量) (総成長効果) (部門成長効果) (地域成長効果)

資料：生産農業所得統計

域成長効果」の3つの要因に分解して把握することにする。

例えば表2の野菜部門を例にするならば、「鳥取県のここ10年間にける野菜部門産出額の成長量(27.5億円)」は、「全国の農業総産出額増加率に引っ張られて成長する部分(-0.63億円)」と、「全国の農業総産出額増加率を超えて増加する全国の野菜部門産出額増加率に引っ張られて成長する部分(19.23億円)」と、「全国の野菜部門産出額増加率を超えて増加する鳥取県の野菜部門産出額増加率に引っ張られて成長する部分(8.90億円)」の3つの要因に分解することができるということである。

鳥取県ではこの10年間に37.5億円の農業産出額の減少をみたが、部門成長量がプラスを示すのは、大きい順に鶏(28.0億円)、野菜(27.5億円)、肉用牛(1.5億円)、豚(1.0億円)などの部門であり、マイナスを示すのは、同様に米(-55.5億円)、工芸農作物(-12.5億円)、果実(-11.5億円)、花き(-6.5億円)などの部門である。

ここで、鶏と野菜は、総成長効果マイナス、部門成長効果プラス、地域成長効果プラスの結果として部門成長量がプラスとなったものであり、肉用牛と豚は、総成長効果マイナス、部門成長効果プラス、地域成長効果マイナスの結果として部門成長量がプラスとなったものである。また、米、工芸農作物、花きは、総成長効果マイナ

ス、部門成長効果マイナス、地域成長効果マイナスの結果として部門成長量がマイナスとなったものであり、果実は、総成長効果マイナス、部門成長効果プラス、地域成長効果マイナスの結果として部門成長量がマイナスとなったものである。

シフトシェア分析の結果から判断すると、毎年70億円程度の産出額がある中堅どころの果実や乳用牛で、部門成長効果がプラスであるにもかかわらず、地域成長効果がマイナスとなっているところに問題がある。鳥取県の農業の振興のためには、これら両部門の地域成長効果をプラスに転換することが、差し当たっての目標であるといえるのではなかろうか。

参考文献

- 1) 武部 隆 (2012) 「耕作放棄地の発生防止は可能か」『農業および園芸』養賢堂、87巻10号、pp. 1031-1043。
- 2) 武部 隆 (2013) 「低くなった農業への制度的参入障壁」『鳥取環境大学報』、20号、p 7。
- 3) 武部 隆 (2014) 「山陰で推進すべき農業経営」日本海新聞、2014年12月22日。

(投稿日2017年9月11日 受理日2017年10月11日)